

◇相談体制・支援制度

- (1) 相談機能の維持・充実・意識啓発
 - ◆建設課内の住宅全般に関する相談窓口で、住宅の耐震化や減災化等に関する町民の様々な相談の実施
 - ◆住宅等の耐震改修や耐震診断に関する相談に対応
 - ◆地震に対する安全性の向上に関する意識啓発、住宅等の耐震化の促進
- (2) 支援制度の創設
 - ◆耐震化工事及び減災化工事費用の一部を補助する支援制度の創設

◇地震時の総合的な建築物の安全対策の推進

- (1) 安全な環境づくり
 - ◆住宅・建築物の耐震化
 - ◆ブロック塀の倒壊・ガラスの破損・家具の倒壊、天井崩落・エレベーター内での閉じ込め対策
 - ◆看板落下防止・自動販売機の転倒
 - ◆地震に伴う津波や土砂災害の被害軽減に向けた津波・土砂災害ハザードマップ等の活用
- (2) 空き家対策を通じた推進
 - ◆「白糠町空き家バンク事業」の実施
 - ◆老朽化した空き家の状況把握と除却費の一部支援制度の創設
- (3) 地域との連携
 - ◆町内会による危険個所の把握や地域の見回り、災害に関する啓発活動
 - ◆北海道ほか関連組織等との連携
- (4) 所管行政庁との連携
 - ◆「全道住宅建築物耐震改修促進会議」等を通じた情報共有
 - ◆所管行政庁との連携による耐震化の促進

7. 建築基準法による指導等の実施方針

耐震改修を促進していく上で、具体的な指導や助言を行うにあたり、所管行政庁である北海道と連携を図りながら実施していきます。

8. 計画の見直し

本計画は、目標年次を令和 16 年と定めていますが、その間に、現在策定が進められている地域防災計画や総合計画をはじめとするその他の上位・関連計画等との連携についても考慮しつつ、必要に応じて適宜見直しを図ります。

発行 : 北海道白糠町 制作日 : 令和 7 年 3 月
 制作 : 白糠町経済部建設課
 白糠郡白糠町西 1 条南 1 丁目 1-1
 TEL: 01547-2-2171 FAX: 01547-2-4659 <https://www.town.shiranuka.lg.jp>

1. 計画策定の背景と目的

～地震はいつ発生するかわかりません～

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、巨大な地震と津波により、建物に甚大な被害をもたらす多くの人命が奪われ、住宅・建築物を取り巻く情勢が大きく変化しました。北海道にも影響のある千島海溝周辺海溝型地震など大規模な地震発生の危険性が切迫しており、いつ、どこで地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広まっています。

～このような状況の中、耐震化に関する目標が定められました～

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 26 日 令和 3 年 12 月 21 日 最終改正）」が改正され、北海道においては、最新で令和 3 年 4 月に「北海道耐震改修促進計画」の見直しが行われたところであり、このような動向を踏まえ、本町においても、国及び北海道の方針と整合性を図りながら、「白糠町耐震改修促進計画」の見直しを行うこととしました。

～白糠町も耐震化・減災化に向けて取り組んでいきます～

「白糠町耐震改修促進計画」は、耐震改修促進法の改正及び「北海道耐震改修促進計画（令和 3 年 4 月）」等を踏まえ、白糠町内の住宅及び建築物の耐震化・減災化を促進するため、昭和 56 年以前に建設された建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進し、地震災害から町民の生命及び財産を守ることを目的とします。

2. 想定地震の概要及び被害想定

(1) 白糠町における想定地震による震度計算の結果

令和 3 年 12 月 21 日、国において、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関する広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害想定公表が行われました。

千島海溝モデル
震度 6.46（震度 6 強）

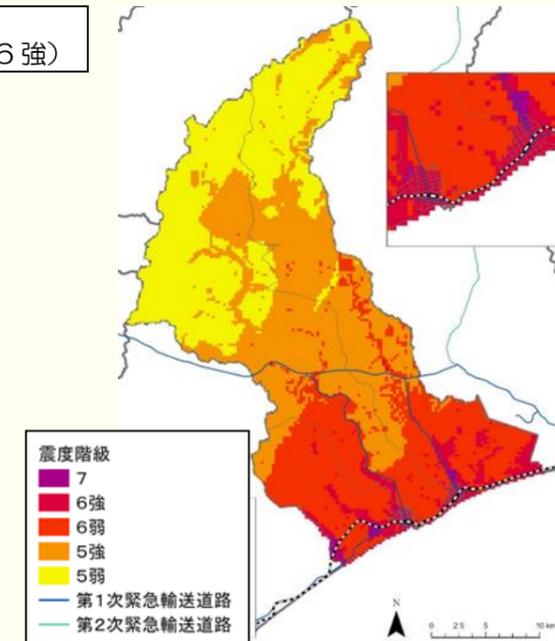


図 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」 250mメッシュの想定震度分布

(2) 想定地震による建築物被害の算出

これを受け北海道では、個別の地域ごとの実態を踏まえたより詳細な検討を行い、令和 4 年 7 月 28 日に市町村ごとの被害想定公表を行っています。また、これらのうち、本町の被害想定については、北海道にて以下のようにまとめられています。

| 被害内容 | 区分 | 被害想定 | | |
|------|------|-------|-------|-------|
| | | 夏・昼 | 冬・夕 | 冬・深夜 |
| 建物被害 | 全壊棟数 | 170 棟 | 320 棟 | 320 棟 |
| 人的被害 | 死者数 | - | 10 人 | 10 人 |

資料：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（北海道 令和 5 年 1 月 6 日）

3. 建築物の耐震化の現状

昭和 56 年 6 月 1 日に建築基準法において新耐震基準^{※1}が適用されました。本計画では、昭和 56 年以前に建設された建築物のうち、「耐震診断の実績をもとに一定割合の住宅は耐震性を満たし、その他の住宅は耐震性が不十分又は未確認」とし、昭和 57 年以降に建設された建築物は「全て耐震性を満たす」として、白糠町固定資産台帳を基にした統計資料（令和 5 年 7 月）より現状を整理しました。

(1) 民間建築物の耐震化の現状

| 種類 | 耐震性を満たす | 耐震性が不十分 | 合計 |
|-----------------------|---------------|----------------|----------------|
| 民間住宅 | 3,262 (74.9%) | 1,094 (25.1%) | 4,356 (100.0%) |
| 民間特定建築物 ^{※2} | 1 (33.0%) | 2 (67.0%) | 3 (100.0%) |
| 特定沿道建築物 ^{※3} | 0 (0.0%) | 2 (100.0%) | 2 (100.0%) |

(2) 公共建築物の耐震化の現状

| 種類 | 耐震性を満たす | 耐震性が不十分 | 合計 |
|-----------------------|--------------|-----------|--------------|
| 公共特定建築物 ^{※2} | 15 (100.0%) | 0 (0.0%) | 15 (100.0%) |
| 避難施設 ^{※4、※5} | 34 (94.4%) | 2 (5.6%) | 36 (100.0%) |
| 住宅 | 493 (100.0%) | 0 (0.0%) | 493 (100.0%) |
| 合計 | 542 (99.6%) | 2 (0.4%) | 544 (100.0%) |

- ※1 新耐震基準：中地震（震度 5 強程度）では構造体が損傷せず、大地震（震度 6 強程度）では崩壊から人命を保護することを目標とした現行の耐震基準
- ※2 民間特定建築物及び公共特定建築物とは、耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する要件に該当する建築物
- ※3 特定沿道建築物とは、耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する要件に該当する建築物
- ※4 避難施設は、白糠町地域防災計画で指定されている避難施設です。
- ※5 避難施設において、学校施設は「校舎」と「体育館」を有するため、別の建築物として集計しています。

4. 白糠町における建築物の耐震化・減災化の目標

<令和 16 年度の耐震化・減災化の目標>

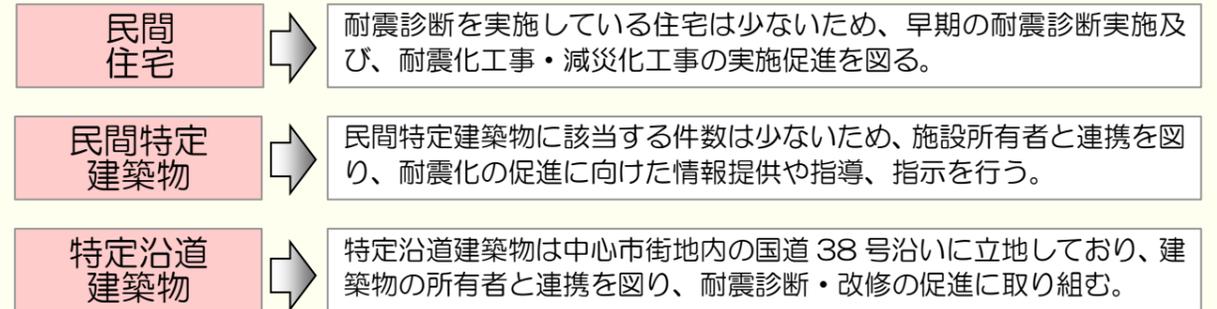
- 住宅：令和 12 年度から令和 16 年度までに、耐震化・減災化されていない住宅の「おおむね解消」を目指します。
- 多数利用建築物：令和 16 年度までに耐震性の不十分な建築物の「解消」を目指します。

5. 耐震化促進に向けた基本的な取り組み方針

(1) 総合的な視点における対策の必要

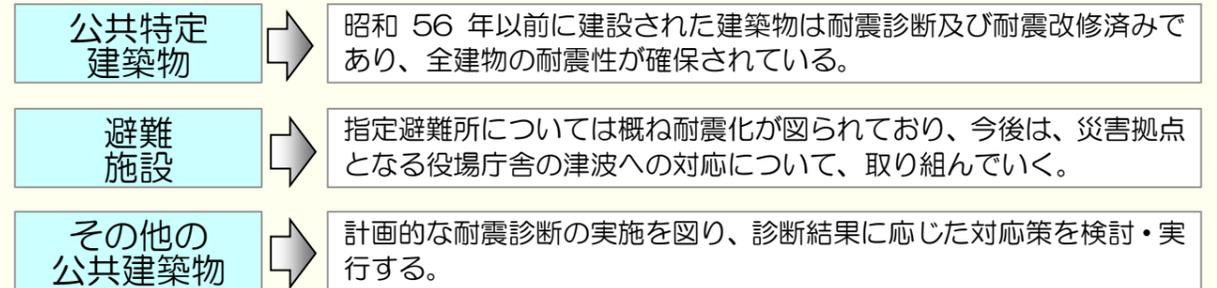
民間の建築物の耐震化を進めるため、以下に示す 3 点に基づいて総合的な対策を進めます。

- 地震に関する安全性の向上に関する町民への意識啓発
- 北海道との協力による建築物所有者への助言、指導
- 耐震改修に関わる支援制度の情報提供



(2) 公共建築物の耐震化に向けた基本的な取り組み方針

現在、白糠町が管理している住宅のうち耐震化されていない住宅は 1 戸となっており、耐震化率 100% を目指し、早期に取り組んでいきます。また町有施設の耐震化率は、現時点ですでに 100%となっており、地震時対応避難所施設においても現時点で耐震化率は 100%となっています。



6. 耐震化の促進を図るための施策

◇情報発信・相談体制・意識啓発

- (1) 既存制度の運用による耐震化
 - ◆道の「戸建て木造住宅の耐震診断」制度の積極的な活用に向け、制度の紹介などの情報発信
 - ◆既存制度の活用を通して、住宅の耐震化・減災化の普及や促進への取り組み
- (2) 防災ハンドブック等の活用
 - ◆様々な自然災害等に対応するため、「ハザードマップ」や防災に関するパンフレットの発行
 - ◆地震を含めた自然災害等への意識の啓発・喚起等を継続的に実施
- (3) 総合的な情報発信
 - ◆国や道と連携し、広報紙やホームページ、SNS 等の活用と耐震化に関する情報の発信、情報発信拠点としての役割の推進